

岩手県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社いわて愛隣会	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第7地割212番地1	デイサービスとくたんの郷	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第7地割212番地1	平成21年4月1日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社いわて愛隣会	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第7地割212番地1	デイサービスとくたんの郷	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第7地割212番地1	平成21年4月1日

3 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割 字大石39番地27	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地 割67番地1	平成20年9月1日